

総合資源エネルギー調査会
資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会
第5回液化石油ガス流通ワーキンググループ

日時 令和5年5月11日(木) 14:00~15:55

場所 経済産業省別館2階 238各省庁共用会議室

1. 開会

○永井課長

それでは、定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会第5回液化石油ガス流通ワーキンググループを開催いたします。私は資源エネルギー庁石油流通課長の永井と申します。よろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、最初に、ワーキングの開催に先立ちまして、資源エネルギー庁・資源燃料部長をしております定光より一言ご挨拶させていただきます。

○定光部長

皆様、本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は2回目のワーキングとなりますけれども、今回は、委員、オブザーバー、関係省庁の皆様全員に対面でご参加いただいております、会議のほうもだんだん正常化しているということが大変うれしく思っております。

前回のワーキングでは、皆様方から幾つか大事なご意見をいただきました。例えば、今回の検討に当たりまして、前回の2017年改正が守られなかった原因分析が必要ではないか。そして、無償貸与は何十年も解決していない課題でありまして、LPガス事業者側だけの自主的な取組だけでは解決は難しい、あるいはエネ庁の指導の下で安定した取引を行ってきたんですと、そういうことから現行制度の下での取引をいたずらに混乱させないほうがいいのではないかとのご指摘もありました。これは、いずれも現場に即した厳しくもあり有益なご指摘だったというふうに考えております。

本日のワーキングでは、こうした意見を事務方のほうで整理させていただいております。賃貸集合住宅と戸建て、それぞれの論点をまとめまして、対応の方向性をお示ししております。これは、今回皆さんからいろいろまたさらに議論を深掘りしていただきまして、次回以降の取りまとめに向けた、いろいろ参考になるご意見を頂戴できればというふうに考えております。

LPガス業界の商慣行是正に向けましては、まさに一筋縄ではいかない困難な課題が山積しておりますけれども、我々としても、このエネルギー価格の高騰で、世間の目、関心がエネルギーに大変注目を集めている今だからこそ、この難しい課題を少しでも克服して、LPガスが消費者に信頼されるエネルギーにならなければならないというふうに強く感じているところであります。

限られた時間ではございますけれども、本日も皆様の闊達なご議論をお願いして、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○永井課長

本日の会議は、コロナウイルス感染防止のため、傍聴は取りやめとさせていただきますけれども、審議の様子はインターネット中継で、今お送りをしているところであります。

それでは、座長の内山先生に以後の進行のほうをお願いいたします。

○内山座長

ありがとうございます。前回1回目をやって、いろいろ外野で期待の声が上がっていると思います。たった3回しかないのかと、それで何ができるんだというような声もあるとは聞いておりますが、でも、いろんな意味で、期待の裏返しとして、そういう言葉もあるかなというふうに思っております。

今日は比較的多めのフリーディスカッションの時間もありますので、ぜひ、また闊達なご意見をいただいて、有効性のある結論にたどり着くことができるといふふうに考えております。

それでは、本日の会議でございますけれども、議事次第に記載しているとおおり、3つの議題についてご議論いただくことになっております。

まず、最初に事務局から連絡事項がございます。

○永井課長

会議に先立ちまして、出席の確認をさせていただきます。お手元、資料2の名簿にありますように、本ワーキンググループには、委員8名、オブザーバー4名に参加いただいております。本日は全ての委員、オブザーバーに対面でご参加いただいておりますところでありまして、代理出席、欠席はございません。

また、関係省庁としまして、国土交通省、消費者庁からもご参加いただいております。

プレスの皆様の撮影は、ここまでにさせていただきますと思います。

連絡事項は以上となります。

2. 議事

- (1) 賃貸集合住宅・戸建てにおける商慣行是正に向けた論点
- (2) LPガス料金の情報提供についてのアンケート結果
- (3) 商慣行是正に向けた取組報告

○内山座長

ありがとうございます。それでは、お手元の議事次第に沿って、これからの議事に入りたいと思います。

まずは資料3、賃貸集合住宅・戸建てにおける商慣行是正に向けた論点について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○永井課長

それでは、資料3に基づきまして、ご説明させていただきます。

表紙をめくった1枚目でありまして、前回指摘がありました平成29年の改正、これがどのようなものであったのかの総括をさせていただきたいと思っております。前回の改正のときにおきましても、やはり料金の透明性について議論をされたところがございます。ここにつきましては、基本料金、従量料金に加えまして、設備料金というものをづくり、しっかり三部料金を適用すべきというようなことをうたって進めたところでありまして、令和3年の事業者アンケートの結果を見ますと、三部料金制を適用している事業者は僅か3.3%であったと。

右の考察のところでありませけれども、昨年LPガス事業者 100 社にヒアリングをしたところでありませけれども、ある事業者の方からは、三部料金制を適用はしたんだけれども、賃貸のオーナーが負担すべき費用を消費者に負担させているということが明らかになるのでやめてほしいというような形で、せつかく三部にしようとしていた事業者も二部に戻さざるを得なかつたというようなお声をいただいているところがございます。

反省としまして、三部料金制、オーナーにとって、やはり設備費が見えてしまうという意味では不都合でありますし、あえてそれをLP事業者が入れていこうというようなインセンティブもなかつたと。さらには、行政側のフォローアップというのも十分でなかつたというのも率直に反省をしなければいけないと考えているところがございます。

また、もう1点、料金の透明性というところを強調しようということで、設備費を入れる場合には、LPガス事業として関係のないエアコンも含めた料金を入れるようにという指導をしてきたところがございますけれども、このエアコンまで入れることについてというのは、やはり、ここは1つ議論があるところなのかなと思つたところがございます。

また、2つ目の改正事項としまして、14条書面、法律上は交付をするということでありませけれども、交付するだけではなく説明をしっかりとすべきというところを29年改正したところでありませけれども、ここにつきましては、アンケートによると、ほぼ9割の方がしっかりと説明をしているということでありまして、交付だけではなく14条書面を説明するというところは、ある種、定着をしたのかなと思つているところでありませ。

また、標準的なメニューを公表しようということでありませけれども、店頭公開まで含めればほぼ100%の事業者で公表はしていただいているんですけれども、そもそもホームページを持っている事業者さんが3割しかないと。その中で、その3割の中の20%、6割ぐらいの方につきましてはホームページで公表をしているというところでありませけれども、そのホームページ自身、これもヒアリング調査によると、あまり閲覧履歴が残らないということで、あまり関心を呼んでいない、また、それを更新するための費用もかかるということで、なかなかこれがメンテナンスされていない面もあるというふうに承知をしているところがございます。

4つ目、料金の値上げについてはしっかりと事前に通知をしようということでありませけれども、この通知についても、ほぼほぼ行われておりますけれども、請求書にしっかりと記載をするという点については、6割弱しか記載はされていないというところでありませるので、こちらについては、まだまだ徹底の余地があるのかなと思つているところがございます。

次のページへ行っていただきまして、料金の透明性に加えまして、トラブル防止の観点で、この事業者切替えの際の1週間ルール、これは7日、1週間であるというふうに定めたところでありませけれども、ここについては、約9割で1週間以内の切替えが行われているというところでありませ。

それから、この切替えにあたっての裁判というのもありまして、改正以降、年間平均16件程度の裁判があるというところでありませ。ただ、年間2,200万世帯がLPを利用しておりまして、切替えの件数、推察しますと年間100万件程度が切替えというのが行われているというところの比率から見ますと、裁判の数というのは必ずしもそう多くないのかなと思つたけれども、裁判に至るというのはそれなりに大きなところでありませるので、その背後にあるトラブルというのは、まだまだいっぱいあるというところでありませるので、ここにつきましては、考察の3つ目のところでありませけれども、設備費用や精算

金、これがしっかり契約のときに明確になって、双方合意の上で進めていけば、さらなるトラブルというのは減るのではないかと考えております。

それに関連しまして、消費者への苦情の適切かつ迅速な処理という点におきましては、これは前回のワーキングでも消費者委員の方からもありましたように、件数自身は減ってきているというような印象は持たれているそうでありますけれども、月 100 件程度の、やはりこういった苦情等が入っているということを考えますと、まだまだ改善の余地はあるのかなど。その一方で、また、こういう苦情をちゃんと受け付けているということが機能してきたという点においては、前回の改正からの進歩かなと考えているところでございます。

3 ページ目からにつきましては、前回のワーキングでいただいたご意見につきまして、論点にするとうなるかというのをまとめたところであります。個々の意見になりますので、これは後で見えていただくとして、3、4、5、6 とページをめくっていただいて、7 ページ目、前回のワーキングでは、やはり戸建て住宅、賃貸住宅どちらが問題か、特に消費者に不利益が生じているかという点、賃貸住宅であると。したがって、このワーキングは賃貸住宅を中心に議論すべきというようなご意見をいただいたところであります。

そのようなご意見も踏まえまして、今回は賃貸住宅の論点と戸建て住宅の論点を分けて整理をしたところであります。7 ページの上のところでありまして、賃貸住宅、確認でありますけれども、やはり構造上、居住者が LP 事業者を選択できないと、このため、LP ガス事業者は集合住宅のガス供給権を得るため、もしくはオーナーや管理会社からの求めに応じて、ガス消費機器やエアコンなどを無償貸与などし、その費用を LP ガス料金から回収するという、本来の契約者である居住者不在の商慣行になっているのではないかと。そういった意味で、本ワーキングにおいては賃貸住宅の問題を中心に議論して、消費者から信頼される LP ガス販売業を目指したいというふうに考えているところでございます。

その中で、やはり 1 つ、大きな論点 (1) としましては、過大な顧客獲得費用がレポートとして出ているのではないかと。2 つ目、この賃貸ガス料金に設備費が乗っているのではないかと。本来、設備はオーナーが準備をして家賃として取るべきものであるんですけども、これがガス料金で取られているというのはおかしいのではないかと。3 つ目につきましては、一昨年 6 月、入居前でしかガス会社が選べないという実態を考えますと、あらかじめガス料金を知っていただいた上で契約をいただくということを、国土交通省と一緒に通知をしたところでありますけれども、これがちゃんと徹底できているのかどうかという点。さらに 4 つ目の点として、LP ガス事業者、ほかの会社に変えるときに設備の貸与をしてもらうというようなケースが多いですので、これも居住者、本来の契約者である居住者不在ではなくて、しっかり居住者の理解を得た上でこれを進めていくべきではないかと、このような四つの論点に整理をさせていただいたところであります。

個別の論点、8 ページからご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、過大な顧客獲得費用がかかっているのではないかと。この点につきましては、そもそも過大な営業行為、紹介金であったり物品の提供というものは、これは独占禁止法によりまして、不当な利益による顧客誘引ということで、独禁法上も問題があるという商慣行でございまして、これについては、こちらからの案としては、液石法の販売の方法の基準に、このような過大な営業行為をしてはいけないということをしかり書き、それと同様の趣旨を業界の基準であります販売指針にも書いてはどうかと。

そして、これはなかなか LP 業界だけの努力ではできないというところもありますので、LP 事業者の

みならず不動産事業者に対しても、こういうような制度の改正をするんだという周知をしっかりとさせていただき、その後しっかりとフォローアップをしていくということが必要ではないかと思っているところでございます。

この下の部分、平成10年の公取の報告書のところにも、赤字で書いてありますけれども、業界の商慣習に照らして不当に高額な紹介料を支払う等により顧客を獲得するような場合には、不公正な取引方法として独禁法上問題が生じることも考えられる。

販売業者が、建築業者等に対してガス器具の無償提供等を行うことも、これと同様に考えられるというようにことが挙げられているところでございまして、これを改めて液石法上でも位置づけるべきではないかというのが論点の1つ目であります。

続きまして、9ページでありますけれども、賃貸のLP料金での設備費計上の禁止というところでありまして、これも方針の1ポツ目に書きましたけれども、賃貸集合住宅における給湯器、エアコンなどの設備は、本来家賃に含まれるものでありまして、これをLPガス料金として設備費として計上するということは不相当ではないかと。そういった意味では、この29年改正で行いましたLPガス料金三部制というものを徹底して、賃貸向けのガス料金については、そもそも、その設備というのは計上するものではないということで、三部料金制にした上で、この設備費というものを賃貸に乗せるべきではないというようにするにはどうかと考えてございます。

とは言いながらも、既にいろいろ、そのガス料金、入っている部分があると思いますので、ここはいかに円滑な制度移行をしていくかということで、これから新規の分についてはこういうことを徹底していく一方で、これまでの分のところをどうするかという問題も湧きますので、そこについては、ある程度の経過措置期間を取った上で徹底をするというような配慮は、やはり必要ではないかと考えてございます。

また、このような慣習というのをやはりやめるということにおきましては、LPガス事業者だけではなく不動産事業者にも、このような制度改正をするんだということを周知した上で、これもフォローアップをし、実効性を上げていくということが必要ではないかと考えているところでございます。ここも下の絵で見ていただきますと、制度改正後の右側の絵でありますけれども、入居者からのガス料金には、やはり設備費は乗せず、オーナーに、仮に設備を事業者側で入れる場合には、これは売買または有償でしっかり契約をして、その費用というものはしっかりオーナーのほうからいただくというような商慣行に変えていかなければいけないと考えているところでございます。

続きまして、3つ目の論点であります。仲介事業者から入居希望者に料金を事前にここで説明するところを、一昨年6月、国土交通省と一緒に周知をしてきたところでございます。これまでエネ庁のほうは、LPガス事業者の話で、随分、オーナー、管理会社に対してデータを提供しているというような形で認識をしていたんですけれども、この後、国土交通省から、オーナー、管理会社、さらには仲介事業者向けのアンケートを今回していただきまして、それがなかなか、まだまだ浸透していないということが明らかになりましたので、これは後ほど国土交通省からのプレゼンを聞いた上で、今後この周知徹底をどういうふうにしていくかということを考えなければいけないと思っております。方針の2点目でありまして、この制度の再周知、さらにはこれをフォローアップ調査するというところで、料金を知らせるということ、インセンティブもなければペナルティーもないといったところを、できるだけ実効性を上げていくということが重要ではないかと考えているところであります。

賃貸住宅、論点の4つ目でありますけれども、これは、前回のワーキングであまりこの意見は出ていなかったんですけれども、やはりいろいろなヒアリングなどを通じますと、この切替えというのは、あくまでもオーナーさん、管理会社さんさえ、この切替契約、約束さえすれば、もう居住者は後でそれを、契約を直しに行けばいいんだというような感じになっているというようなところでトラブルが起こっているというような状況も耳にしたところでありますので、あくまでも新しい事業者が入る場合には、新たな契約者たる入居者に対してしっかり事前の説明をすると、そして理解をいただくということが重要かと思っております。前回のワーキングでも、仲介事業者を通じてLP会社を変更する場合には、紹介料5万円を出すということが、もう一般のピラになって出ているような状況でありますので、やはり、こういったオーナーの都合による切替えというものは、あくまでも契約者たる入居者との切替えという形に意識を変えていかなければいけないのではないかと考えているところでございます。

まず、ここまでが賃貸集合住宅の論点ということで整理をさせていただいたところでございます。

そして、続けて、戸建て住宅における商慣行の是正というところでありますけれども、ここにつきましては、前回のワーキングの場でも、これはどちらかという事業者切替えの際のトラブルだというようなお話もいただいたところでございます。こうしたトラブルが、今度、消費者を巻き込んだ裁判に発展する例も出ているということから、やはり切替えのときの業者間トラブルがないように、設備費用や精算金の明確化など、トラブルの防止を手当てする必要があるのではないかとということで、ここについては論点を二つ置かせていただいたところであります。

まずは、そのときの設備というものが、どれくらいの費用でどうなっているのかということを確認するためにも、この三部制、29年で持ち出した三部性というものを徹底していかなければいけないのではないかとこのところ。

それから論点の2つ目でありますけれども、これは賃貸住宅でも一緒なんですけれども、消費者からの苦情、適切かつ迅速な処理の継続的な実施というところを、コンプライアンスの徹底も含めてやっていかなければいけないと考えてございまして、具体的には13ページでありますけれども、この三部料金制、今の全国LPガス協会が出している販売指針におきましても例示されてはおりますけれども、料金を、基本料金、従量料金、設備料金に分けると。そして、基本料金というのは、屋外にある容器、ホース、メーターなど、供給に当たって事業者が必要となる固定的な経費であると。それから、従量料金はガス原料費、配送料など、使用料に応じて負担をいただくものと。そして、設備料金のところは、お客様との個別の契約に基づいて、ガス器具などの利用料金を毎月負担いただくものというような整理になっているところであります。

そういった意味では、方針の2つ目でありますけれども、この事業者間トラブル防止のために、やはり、設備費を乗せる場合には、適切な減価償却を反映したような精算金というものをあらかじめ14条書面に書いておくということが必要であり、それを、消費者の方と契約をするときに合意を得ておくということが必要ではないかと考えてございます。

ここについても、料金制度を変えるということなので、すぐ明日から変えてくださいというのは難しいということを考えますと、それもある程度の経過措置期間というのが必要ではないかというふうにご考えてございます。

そして、ちょっとここは、事務局としても悩んでいるところの1つとしましては、消費配管、ここにつきまして、ガス器具であれば、容易な取り外しでありますとか、一般の都市ガスでもリース、こういった

ような制度が一般でありますけれども、配管自身の所有権をガス事業者が持つというこの制度自身、これまで、貸付配管という形で、ある程度業界に定着しているルールではありますけれども、本当にこれがこのままでいいのかというところは、しっかり考えなければいけないというようなところでありまして、この商慣行については、やはり見直していく方向が必要ではないのかなと思っているところでありまして、ここは一定の議論があるかと思しますので、ここについてもご意見をいただければと思っているところでございます。

そして、論点2のところでもありますけれども、苦情の処理、先ほど申し上げましたように、消費者団体の方からは、相談事例そのものは減ってきているということでもありますけれども、引き続き、ブローカー等による不当な勧誘などの相談というものはあるところがございます。これまでも、そういったコンプライアンス的な問題につきましては、特商法・独禁法・景表法など、いろいろ定まっているところでもありますので、これをしっかり再周知をしていくこと、これに対するフォローアップ調査も必要ではないかということでありまして、特商法の中では、必ず1年後こちらのほうが安くなりますよというような、根拠のないような不実のことを告げる行為をしてはいけないというところがある。あるいは、景表法のところでは、著しく相手よりも有利であるという誤認をさせるような表示をしてはいけないというようなことも定まっているところでありまして、ここの徹底というのが必要ではないかと考えているところがございます。

今回は、こういったような方針につきまして、後ほど、委員、オブザーバーの皆様からご意見をいただければと考えているところがございます。

私の説明は以上になります。

○内山座長

ありがとうございます。

今日は一通りご発表いただいてから、質疑という形を取りたいと思います。

続きまして、資料4、L Pガス料金の情報提供についてのアンケート結果について、国土交通省の峰村参事官からお願いをしたいと思います。

○峰村参事官

国土交通省不動産・建設経済局参事官の峰村と申します。よろしくお願いたします。

国土交通省におきまして、関係業界においてL Pガス料金の情報提供が徹底されているかどうか、これについてアンケート調査を行いました。その結果について、お手元の資料4でご説明させていただきます。

表紙のページの次の2ページでございます。そもそも前提でございますけれども、令和3年6月に資源エネルギー庁さんのほうからL Pガス事業者に対して発出された通知、それを踏まえまして、国土交通省におきましても、賃貸住宅のオーナー、それから不動産管理会社に対しまして、L Pガス事業者からL Pガス料金等に関する情報提供を受けた場合には不動産仲介業者に対して情報提供することと。それから、不動産仲介業者に対しましては、オーナーや不動産管理会社からそういった情報提供があった場合には消費者に対して情報提供することということを、それぞれ業界団体に要請する文書を発出しているところでございます。

それがきちんと守られているかどうかということ进行调查するために、令和4年12月でございますが、それぞれの業界団体に対しましてアンケート調査を行ったものでございます。その結果につきましては、

3ページ以降にまとめてございます。

まず、3ページをご覧くださいますと、①の賃貸住宅オーナー向けアンケートということでございます。ここでご紹介していますのは、それぞれの①から③に共通するアンケート項目、2項目についてご紹介してございますけれども、1つ目は、LPガス業者からLPガス料金等の情報提供を受けたことがあるかどうかということを確認してございます。オーナーにつきましては、全体の24.7%が提供を受けたことがあるという回答でございますけれども、その内訳として、どの程度、所有している賃貸住宅の物件のうちの何割の物件を対象に情報提供があったかどうかもここで聞いておりまして、それぞれ8割以上とか、5割から8割とか、その辺、色分けしてございますけれども、資料に記載のあるとおりの結果になってございます。

また、受領した場合に、オーナーが、管理会社または仲介会社に情報提供を行っているかどうかということをお聞きしましたところ、57.9%が情報提供をしているという回答でございました。また、これから情報提供を行う予定という選択肢も設けておりまして、これも合わせると、84.2%が情報提供するという意向だということでもございました。

続きまして、4ページをご覧くださいますと、不動産管理会社向けアンケートの結果でございます。これについても、情報提供を受けたことがあるかという問いに対しましては、33.8%の事業者があるというふうに答えてございます。ちょっと選択肢が、部局が違う関係で少し書き方が変わってございますけれども、全ての物件で受けているかどうかとか、大半の物件で受けているかどうか、その辺の詳細につきましても色分けした形で表示してございます。

それから、情報提供を受けた物件について、仲介業者に対して情報提供したことがあるかという問いにつきましましては、情報提供をしたことがあるというのが56.5%いたということでもございます。

それから、最後でございますが、5ページ目でございます。宅地建物取引業者向けアンケートということでございまして、こちらについて情報を受けたことがあるかという問いに対しましては、19.1%の事業者があるというふうに答えてございます。その頻度につきまして、内訳は資料のとおりでございます。

それから、さらに、情報を受けた場合に、それを、入居を希望する者に対して、消費者に対して情報提供をしたことがあるかという質問に対しては、87.4%の事業者が情報提供をしているというふうに回答しているという結果が得られました。

簡単でございますが、私からは以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。

続きまして、資料5、営業活動の現状と課題解決に向けてについて、豊國委員からご報告をお願いしたいと思います。

○豊國委員

それでは、資料に基づいてご報告をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。弊社グループでございますが、静岡県で都市ガス事業というところから始まりまして、現状、グループ全体では、売上げとしては2,100億円、エネルギーの関連で868億円と、こういった規模でLPガス事業の展開をしているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。ワーキンググループのテーマになっておりますガス機器の貸与、あるいは貸付配管について、図でお示しをいたしました。弊社では、消費配管については基本的に貸付配管を

行っているということでもあります。

それから、集合物件が主ということになりますけれども、給湯器等のガス機器の無償貸与は行っており、それから、オーナー様からの要請に応じる形で、ガス機器以外の設備、エアコンなどについての無償貸与も行っているというのが現状でございます。

それから、貸付配管につきましては、ガス販売事業者の切替え、これは、こちらが切り替えるとき、切り替えられるとき、両方ですけれども、液石法及び契約に基づいて、消費者に返すということですが、現実の運用といたしましては事業者間で売買をするということで行っている状況でございます。

次のページをお願いいたします。まず、テーマのうちのガス機器、特にエアコン等の無償貸与の関係でございます。上の枠囲みのところで現状を簡単に書いておりますけれども、当初ガス機器から始まった無償貸与がガス機器以外まで拡大をしている一方で、今日、ご指摘あるように、三部料金制などの取組が必ずしも業界では浸透していないというのが現状であるということは認識をいたしております。

次が、問題点というところで記載をしておりますけれども、確かに不動産事業者からの要請内容がエスカレートしており、見直しが必要であるということにつきましては、異論はございません。その一方で、LPガス業界の厳しい競争環境ということを考えますと、やはり自主的な取組では解決できないというのも現実であろうかと思えます。

そうしたことからいたしますと、今後としては、ガス機器以外の設備の費用をガス料金で回収することについては、やはり法令による禁止という方向で検討する必要があるというふうに考えられますし、それから、既にご指摘がありましたけれども、液石法での規制に加えて、関係省庁側の連携による不動産事業者様等への措置というものも併せて検討される必要があるということだと思えます。

次に、貸付配管についてでございます。こちらは液石法で認められた制度でございます、広く定着をいたしております。そうした中で、この貸付配管契約において、ガス販売契約の解約に伴って配管設備の精算が規定されているわけでありまして、消費者の方がこれに応じないということで、裁判で請求しても事業者が敗訴すると、こういう事例が発生しているという問題でございます。

資料の少し後に、6ページより後ですけれども、判決の分析ということで記載をいたしました。内容がやや専門的になりますので、お読みいただくとして、ポイントを申し上げたいと思えます。判決が論拠といたしているのは、貸付配管契約は、ガス販売契約の解除に際して消費者に配管の買取りを義務づけるということですが、建物に組み込まれた配管を売買の対象とすることは、現実的にはないということをおっしゃっております。しかし、そもそも消費配管を売買することは、液石法上の義務でありますので、しかも、現に消費配管の売買というのが、毎年数万件以上が円滑に取引が行われているという実態があります。

それから、判決の中には、消費配管を取り出すことが経済的に不合理であると、こういった指摘がございますが、そもそも消費配管を取り出す人はいません。取り付けたままで所有権を移転して、買手はその消費配管を使ってガスを利用するわけでありまして、そういう意味で判決は、事業の実態とは全く乖離をして法律を展開していると言わざるを得ないと思えます。

それから、次のページをお願いいたします。民法242条で付合するということですが、結論を言えば、弱い付合であって、ただし書が適用されるという解釈が正しいと思っておりますので、実態に即してこうした運用をしていくということだと思えます。

その上で、ページを戻っていただきまして、今後の方向として、2つ申し上げたいと思えます。

第1は、やはり個別の訴訟ということになりますと、特に中小のLPガスの事業者は訴訟対応に限界があるという問題がありまして、その結果として、こういう実態と乖離した判決が出てしまうという可能性が大きいということだと思いますので、ぜひ、このワーキンググループとして、法的な問題も検討して、それを取りまとめるということが必要だと思いますし、それに基づいて訴訟対応するというだけでなく、ワーキンググループの検討結果に従って、関係者、事業者、消費者も含めてLPガスの運用を行っていくということが重要だと思います。

それから、第2は貸付配管制度は、法律に基づく制度であって、ルールに従って契約を締結した既存の契約というのは、やはり守られなければならないということだと思います。ただ、その一方で、ガス料金の在り方、今後の在り方として検討の余地があるということについては確かにそのとおりだと思いますので、その点は、どういう方法がいいのか、そこは事業の実態を踏まえながら検討していくということが大事だというふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○内山座長

ありがとうございます。

続きまして、資料6、集合住宅における「無償機器問題」・建売住宅における「無償配管問題」の課題と改善策のご提案について、吉田委員からご説明をお願いしたいと思います。

○吉田委員

日本瓦斯の吉田でございます。今日は機会をいただきまして、ありがとうございます。

冒頭、部長からもお話がありましたように、この問題、様々な方からLP業界の問題としても指摘され、長年問題視されてきたことに、定光部長、永井課長は、なかなか大変な問題だということをつつ今回取り組まれるということに大きな敬意を表したいと思いますし、他方、今回、消費者保護の観点から、しっかりと、この問題に向き合うというご意思を資源エネルギー庁様からも伺っておりますので、私どもも事業者として全面的に協力するとともに、襟を正すところは、しっかりと我々自身も正していきたいと考えております。

それでは、資料に基づきまして、ご説明いたします。次のスライドをお願いします。右下に番号が振ってありまして、1と書いてあるページになります。

まず、少し分かりやすく図式で問題を整理いたしますと、大きく3つの問題の中の2つが今回の大きな問題というふうに捉えております。

1番左が、集合住宅における無償機器問題。これはもう何回も議論されておりますが、これはガス会社と大家さん、不動産管理会社さんが無償機器契約を結ぶと。それで、大家さんに利得が入ると。しかしながら、入居者イコールガス消費者は、選択の自由なく、ガス料金に上乗せされたものを払わなければいけない。これが大きな1つの問題、選択ができないという問題。

次に、今度は戸建てですが、戸建てでも、建て売り注文では大きく状況が違うというふうに感じております。建売住宅における貸付配管問題、これは不動産会社さん、建築会社さんから、既にもう出来上がった、あるいはできつつあるものを物件の購入者が買うと。しかし、そのときには既に、ガス会社と不動産、建築会社さんの間で、配管の工事についての契約はできていて、それが決まっていると。後ほどご説明しますが、購入者、ガス消費者は、契約のときになって、このガス事業者の選択ができないままで、事実上、この貸付配管の契約に署名しているケースがある、全部とは言わないわけですけども。1番と2番は、カ

テグリーは違うんですが、消費者がガス会社を選べない、あるいはその負担を強いられているという、同じような構造的問題があるというように感じて、この2つが問題だと感じています。

他方で、注文住宅について言いますと、これは、購入者の方は自分で設計段階から関与しておりますので、ある意味ガス会社についても、ご自身納得の上で、この契約をしているということで、法律上どうかというところは、いろいろ議論はありますが、少なくとも実態上、ほぼこういったケースで、トラブル・問題になってくるところはないというふうに理解をしておりますので、事務局のご整理どおり、1と2に焦点を当てていくということなのかと感じております。

2つスライドを飛ばしまして、スライド3をお願いいたします。集合住宅についての問題点は、もう既にこれまで議論されておりますように、入居者がLPガス会社を選択できない。ただ、今の液石法では物理的にやむを得ないところもありまして、当然、アパートの部屋に、私の部屋だけにボンベを1個立てるというのは、やっぱり現実的ではないので、事前の料金説明をやりましょう、こういう話になっているかと思いますが、将来的には液石法の改正もにらんで、石油流通課様には一度お話したことがあります。都市ガスや電気と同じように、託送という概念で、メーター供給の部分と小売とを分けて、入居者も個々に事業者を選べるという方向に行くということもあろうかと思っております。これは法律改正という1つのハードルがあると思っております。

現行での大きな問題は、入居者に十分なガス料金の説明がない。それで、この無償機器の分が上乗せされたガス料金を負担している、ここが大きな問題ということになっております。

次のスライドをお願いします。ここは正直、弊社もこれまで行ったことがある実態でございますが、前回述べましたとおり、我々自身も、やはり過大なこの競争の過熱によって、経営の一つの負担になっているという実態もありますし、事例によっては、どちらかというところ、ガス事業者からというよりは、大家さん、あるいは不動産会社さんから要求されるという部分もありまして、改善策としては、私どもが改善策というのでも僭越ではありますけれども、せつかくの機会なので、あくまでも一石を投ずるという意味での改善策を書かせていただいておりますが、基本的に無償貸与を、無償機器を行わない、供給の担保は行わない。三部料金制というところ、前回のワーキングでも、前回というか数年前のワーキングでもありましたけれども、なかなか広がらないというところは、先ほど事務局のお話にもありましたように、入居者への転嫁が明らかになるということでオーナー様が反対すると。やはり、結局のところ、根本は設備費用の入居者への転嫁という実態が継続してしまうというところは、やはり問題ではないかというふうに思っております。そこは少し疑問なのかなというふうに思っております。

したがって、基本的に、この無償機器を行わない、担保を行わないということかと思っております。経過措置として、これは細かいので、あくまでも試案なのであれですけど、例えば、既にもう取決めを行って、もう約束しちゃったよというようなものもあるでしょうから、新築の物件の場合ですと、1年以内だったらいいとか、切替えの場合だったら、3か月以内だったらいいとか。また、契約締結をもう既にしている現行物件については、契約期間満了日まではそれを無効とすることは、やはり混乱を招くということで、ただし延長は不可とか、あるいは長くても5年以内と、こういったことで経過措置をつくって、慣行をなくしてはどうかというのが集合住宅についての1つの提案でございます。

次のスライドをお願いいたします。そのときに、やはり懸念があるのは、前回も申し上げましたとおり、どうしても、こういうのを決めても抜け駆けが出てきますということで、1つ豊國委員からご提案の、法律でやったらどうかというの、1つの案だと思っておりますし、少なくともやはり、当局、資源エネル

ギー庁様によります何らかの介入が必要なのではないかと。それで、監視と通報はしっかりと行う必要があるのではないかとこのように思っております。

次のスライドをお願いいたします。これも試案でありますけれども、連名あるいは各社で自主規制を宣誓する、違反通報窓口というものも設置いたしますと。ここには、やはり、行政当局の方にもぜひ関与していただけてという前提で、また、③にありますように適正化協議会というものも設置してはどうかと。ここで、状況報告とか違反事例の審議であるとか、今後のさらなる課題解決に向けた討議というのを行ってはどうかというのが、あくまでも試案ということでございます。ただ、これも前回申し上げましたけれども、こういったことを事業者同士の主体ということでやりますと、やはり気になるのは独禁法の問題でありまして、私のおりました電力業界でも、いろいろと今お騒がせをしておりますけれども、そういったこととは違うというところを明確にするためには、やはり行政当局様に関与していただくということは必須なのかなと考えております。

以上が、集合住宅における無償機器問題についての考えと改善策のご提案になります。

次のカテゴリーで、戸建て住宅における貸付配管ということをお話しさせていただきます。こちらについても、カテゴリーは違いますが、根っこは同じ問題、すなわち消費者によるガス会社の選択機会が逸失されると、そして、場合によっては過大な料金を入居者が背負わされると。繰り返しになりますが、注文住宅の場合は、ある意味、最初からこのところは納得されているケースが多いので、ほぼそういったトラブルに至るケースは少ないというふうに考えております。

スライド9に進んでいただければと思います。問題の詳細ということでもありますけれども、こちら、ガス会社選択の機会がないということで、一般的に行われていることと言いますと、既に不動産会社さんとガス会社の間ではお話はできていて、消費者が最後の物件の購入契約の締結のときに、ガス会社が配管等を設置するということを確認して、もう既にローンも組んでいるということで、無償貸付配管の契約を締結せざるを得ないという、これが全てとは言わないですけど、こういう例を見聞きすることが多いと。先ほど、居住者不在の中で行われるというのが集合住宅における問題でありましたけれども、ここにおいては、どちらかという、建て売りの購入者不在のもとで、事実上、ガス会社が決まってしまうというのが1つの問題かと思っております。

スライド10をお願いいたします。これは法律の議論ということも、もちろんあるんですけども、やはり大きな問題として実態を見ていただきますと、全部が全部とは申し上げませんが、結構多くのケースで、貸付配管の契約について、契約が10年から15年と、場合によっては20年という長期に及んでいます。仮に期間内にこのガス会社を解約する場合には、消費者が配管を買い取ると、その場合20万、30万、甚だしい場合では40万円という高額な金額を請求されると、こういう約定が含まれていて、事実上、建て売りを買った方が入居した後にサービスやガス料金に不満を抱いても、こういったものがあるので変更するのが難しいという、こういう実態になっているということでもあります。

期間については、携帯電話等も最近、3年縛りが結構長過ぎるということで行政当局の指導が入っておりますけれども、やはり10年から15年というのは、通念からしても長過ぎる縛りではないかと。金額につきましても、これも当然、裁判でも、こういったことも考慮に入れていると思いますが、20万、30万、40万という、内容によっては少し高額だというのが見られるという話でございます。

スライド11に移りますと、こちらは豊國委員もご説明していただきましたので、詳細説明は省略いたしますけれども、大きくは付合という論点の流れと、消費者契約法の趣旨からして過大な契約の負担を

消費者に強いているという論点の流れと、判例上が、大きく2つの流れが出てきております。

スライド12をお願いいたします。こちらの図は、今年の3月にLPガス振興センターさんが出しております石油ガス流通販売・経営実態調査報告書というものの中で、長島・大野・常松法律事務所様が作った分析を、転用されているというもので、この赤線のところだけ、ちょっと弊社で追記しておりますけれども、大きく見ますと、これはLPガス事業者から見た内容ですけども、LPガス事業者の配管の所有権を否定した判例と、それから否定しなかった判例とあって、否定した判例というのは、多くはこの付合、つまり、先ほども話がありました、壁の中にあるような強い付合の配管を客体としてガス事業者が所有するというのも、そもそもおかしいということで、ガス会社敗訴になっているものが55%。他方で、ガス会社の所有権否定はしていないが、消費者契約法の趣旨から、これはあまりにも消費者に対する負担が多過ぎるよねということでガス会社が負けたものが30%と。それから、そもそも顧客が、即時取得しているんだという、この赤丸の真ん中にあるのが5%ということで、合わせて、最近の判例では90%が貸付配管についての負担金については、ガス事業者が負ける例が多くなっていると。

これは、先ほど豊國委員もおっしゃったように、別に全部が全部いけないということを言っているわけではなくて、先ほど申し上げた、注文の場合は、ほとんどトラブルはありませんし、建て売りの場合でも、それで納得して、リーズナブルな値段なのでこれでいいやという方も、もちろん世の中には恐らくいっぱいいらっしゃって、そういった方はそもそも争いになってこないの、全部おかしいよと否定するのは、おっしゃったように混乱を招くだけだと思います。他方、やはり、こういった判例で出てきているものは、先ほども申し上げた、あまりにも長期の契約の縛りであるとか、高額な配管の負担金であるとか、そういったことによっておかしいという判断があって、こういった理論構築をして敗訴させているという例が多いのではないかと、判例を読み込んでみると感じるころがございます。

したがって、問題は、やはりこういった、ひどく消費者側を拘束する、あるいは過大な負担を強いるようなものでして、こういったことは、やはり是正していかなければいけないというふうに、私どもとしては考えております。

次のスライドをお願いします。こちらは参考ですが、公取委員会のホームページの中にもこういった、一部、消費者が設備を残存価格での買取りを求めるルールを定めるということは問題になるのではないかとというコメントもホームページのほうに載っております。

最後のページになりますが、これも大変僭越ではありますが、私どもからの改善策ということでございます。やはり消費者の選択機会を奪っているということは間違いないと。基本はやはり一物一権で付合ということが考えられますし、それに基づく判例も増えているということですので、先ほど事務局の中にも一言ありましたけれども、基本的には、引渡し前に、きちんとガス会社と建築会社の間で代金については精算を完了させておくべきではないかと。これを取っかかりにガス契約を10年や15年縛るといふものは問題ではないかと。したがって消費者が事業者を変更する場合は、基本は、一般消費者には配管の負担をさせない、建築時の問題であるため、ここはあくまでも建て売りを建てて、消費者に売る前のガス会社と不動産会社で解決すべきことではないかと。

もう1つ、これは新規についてのご提案で、既存については、前回ワーキングでも何人かの方がおっしゃったように、仮に所有権が全面否定されるとこれは大混乱になりますとの指摘がありました。一斉に全てが駄目だとすれば、これはおっしゃるとおり大混乱なんですけど、ただし、やはりそういった縛りを受けている消費者様の中で、納得がいかないという方も一定数いらっしゃって、そういう方が訴訟のほう

に持ち込まれていると。訴訟に持ち込んだ場合には、かなりの確率で最近の判例では事業者側が敗訴する例が増えているということです。他方で、前回、豊國委員がおっしゃったように、ガス会社としては、そういったものに投資をしている、資産としても計上していて、それが0になるのはおかしい。これも会社の経営の部分から見れば、もっともなお話でございます。そういったところも踏まえて、仮にそういったクレームが出てきた場合に、今はどうかというと、結局じゃあ、最後、裁判で片づけましょうということで、一般消費者の方にも提訴等の負担がありますし、先ほどお話がありました中小の事業者の方も相当の負担になるということで、ここは、不動産会社さんがまた出てくるわけですが、設備費用を消費者に請求するというのではなく、先ほど、上にもありますように、あくまでもこれは建築時の問題ということなので、ガス会社と不動産会社の間において、協議、解決すると。できるだけ、訴訟というところまでいって一般消費者に負担をかけるというようなことをしないということを考えてはどうかというところが、ご提案の最初のポイントでございます。

もう1つは、先ほどの集合住宅と同じく、相互牽制、監視ということは、こういったことについても必要なということを考えてございます。

私からは以上です。

○内山座長

ありがとうございました。

これで一通りのご発表が終わりましたので、自由討議に入りたいと思います。ご意見がある方はお手元の名札を立てていただきたいと思います。その際、まず、委員の方を優先させていただいて、その後、オブザーバーの方にご意見を賜りたいと思います。

それでは、どなたからでも結構でございますが、いかがでございましょうか。

では、柴崎委員、お願いします。

○柴崎委員

すみません、柴崎でございます。

まず、最初に、集合住宅と戸建て住宅の1番の違いは、消費者がガスを選択できるかどうかの違いです。これがなぜ違うかというと、戸建て住宅は20万なり30万のお金を払えば、いつでも別なガス会社からガスの供給を受けることができる。そのため、その説明を受けて契約を結んでいけば、どこのガス屋さんでも好きなガス屋さんに変えることができる。つまり、自分の意思で幾らでも取引ができるということになります。しかも、住宅ローンなどで家を購入する場合に、少しでもローンを小さくしようと思えば、配管などをガス会社にやってもらったほうが得だということになります。このことは一般消費者の中によくあることで、私の事務職員もその方法で家を購入しています。

一方で、集合住宅ではそれができない、つまり、なぜ駄目かということ、今と同じ理論で考えると、入居者がオーナーのために取り付けた配管代を払わない限り、どかせられなくなってしまいます。そうすると、数百万円の設備投資をしている場合には、一入居者がその額を支払ってガス会社を変えられるかといえば、変えることはできない。無理なんです。ということは、そのまま言いなりに従うしかない。これはそっくりそのまま消費者を固定することになる。これは非常にまずい。その場合に、どうするか考えると、まず、このマンションは高いガス料金だということをはっきりさせるべきで、それはまさにエネ庁さんが主張された三部料金制であります。ところが、この三部料金制をきちんと取っている業者さんは極めて少ない。お分かりのとおり、極めて少ないんです。三部料金制を取れば、どれだけのものを投資している

かがよく分かるはずです。

そして、もう1つ問題になることは、家を貸して賃料を取る以上、貸すものに対して料金を取るべきであり、配管や設備が付合するとすれば、それは集合住宅の一部でしょうから、それに対し賃料で取るべきだということになります。配管代等は、大家さんが支払った上で賃料を高くすべきであり、入居者のガス代を下げるべきです。ところが、三部料金制を取らない事業者は、戸建住宅では付合というのに、集合住宅では付合とは言い出さず、ガス料金を高くする。一部の限られた業者さんです。これは全く法律を逆手に取っているとしか思えません。

しかも、付合という理屈を使いたくない一部の業者さんは、配管の所有権を主張せずに、設置費用を請負代金という名前で請求しています。請負代金を払ってください。何年うちからガスを取ってくれれば払わんでいいです、とするんです。1戸当たり幾らということで、ガス業者を変えませんかとお金を渡して、途中で解約する場合には、返してくださいと。

この理屈がいかにおかしいかというと、LPガス供給契約は、店子である入居者と契約するにもかわらず、返してくださいという理屈だけが大家さんとの間で成り立つ。このことは、まさに入居者を食いものにしている、そのものです。これを直すためには、はっきりと最初にガス代が幾らかとこのを明示すべきだし、もしそのガス代に後で気がついて、入居者が退去したいといったときには、それは大家さんの責任だと、あるいはガス屋さんの責任だということで、転居費用代を出すぐらいの覚悟がなければ、やはり集合住宅はうまくいかないんじゃないかと、そのように思っています。

なお、了解して契約を結ぶのであればよろしいじゃないかというご発言を今いただきましたけど、少なくとも直近で私が担当している戸建住宅の裁判事例では、切替えに来た業者さんが、前の業者さんとの契約はなしで大丈夫です、何かあったら全てうちのほうで責任を負いますと言って、弁護士費用はもちろんのこと、もし負けたときの代金までも負担するという話をぼんぼんされているようでありまして、このようなスピーチをした上で勧誘をすとなれば、これ自体、独占禁止法違反、それから消費者契約法違反、不当な勧誘だと思えます。ですから、こういう点も踏まえて、どうすべきかということをご検討いただきたい。かように思います。

以上、おしゃべりさせていただきました。ありがとうございます。

○内山座長

ありがとうございます。

ほかの委員の方で、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

林委員、お願いします。

○林委員

皆様の発表を聞きながら、実際に入ってくる相談のことをちょっと考えたりとかしておりました。私がちょっと、この今回のワーキングの中で問題にされていることに対してちょっと思ったことなんですけれど、本当に賃貸と戸建ては分けて考えるべきというのは、もちろんそうかなというふうに思っています。

賃貸の場合には、入居している消費者の方に経済的不利益が生じているというのは、これ現実に生じているので、早急な手だてが必要ではないかというふうに思っております。消費者被害と言ってもいいぐらいの話ではないかなというふうに感じております。

契約先を選べないということと、価格が強制されている。本来、大家が負担すべき設備費までをLPガ

ス代金に入れて、計上されて請求されている。やっぱり、それはちょっと被害と言ってもいいのかなというふうに思っております。やはりそういうふう感じていらっしゃる消費者の方は非常に多くて、LPガスの賃貸住宅の価格が高いというご相談は、かなりあります。

それから、ガス料金に設備費の費用を計上してはいけないというふうに私も考えます。これはもう完全に別立ての契約にすべきだというふうに思います。それが入居当時に負担できないのであれば、リースだとかレンタルだとか、いろんな方法があるので、そちらのほうも考えるべきではないかなというふうに思っています。

それから、これを実行していくときには、ガイドラインでは、もう実効性が乏しいというのは、もう過去の例を見れば分かるので、やっぱり法的なものが必要ではないかなというふうに考えております。

あと、ガス会社の変更時に、入居者の同意というふうに言われて、ああそうかなというふうに、ちょっと気がついていなかったものですから、ちょっと目からうろこ的に感じました。確かに契約者は入居者の方なので、そのガス会社さんを勝手に大家さんの一存で変えるというのも、ちょっと乱暴な話なのではないかというふうに感じています。

それから、ちょっと今ずっと聞いていて、配管は誰のものというところの、皆さんにもうちょっとそこら辺を説明していただきたいかなというふうに、現実、私もちょっと分からなくなってきました。家に付合している配管なのか、業者さんが持っている配管なのか、どちらの考え方が妥当なのかなということも、もう少し教えていただきたいかなというふうに思います。

それから、戸建てについてなんですけれど、これはもう本当に、ガス料金に設備費を入れて回収してはいけないというふうに思います。設備費と明確にすることが本当に必要なというふうに思いますので、消費者としてどうしてほしいのかといたら、選択の機会を与えてほしいということなんです。情報があれば、消費者はそんなに一律ばかりではありませんので、その情報をきちんと把握して、自分にとって必要なものとか有利なものを判断する力がありますので、選択の機会を与えられなければ判断ができないので、その辺の情報をきちんと消費者に与えるべきかなというふうに思っております。

それから、ちょっとここで、話が出ていなかったもう一点なんですけど、LPガス価格の明確化というところも、やはり忘れてはいけないことかなというふうに思っております。不実告知に当たるような安い切替価格で勧誘して、すぐに値上げをするということ、これも問題ですし、ホームページ上で表示している価格が、実際に皆さんがそのガス会社から取っている価格ではないということが結構多いんです。本当にシンプルに価格体系にしていらっしゃる方は、戸建ては幾ら、集合住宅は幾ら、そういうことができている事業者さんもいらっしゃるということは、ちょっと私も知っておりますので、なぜLPガスの価格が複雑怪奇になっているのかというところ、その辺にまた問題があるのではないかなというふうに思うので、本当にシンプルな価格で、消費者がきちんと選べるような表示をしていただかなければ意味がないというふうに感じております。消費者が選べること、それが必要だというふうに、皆さんに思っていたいただきたいかなというふうに思います。

以上です。

○内山座長

はい、ありがとうございます。たくさん、いろいろ考えさせるようなご指摘を、またいただいたと思います。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員

林委員のお話を聞くと、いつも背筋が伸びるような、消費者からの声ということで受け止めています。前回、恥ずかしい思いもしたり、本当にいろいろ考え、論点的な整理になるのかもしれませんが、今回問題になっているのは、この集合住宅関係の問題、それと、あと戸建ての問題という、これは分けて考えなきゃいけない。先ほど柴崎先生がおっしゃったように、裁判事例なんていうのは、戸建ての問題をまるっきり集合のほうに持ってこられても、これが混乱のもとですので、これは明確に分けて考えなきゃいけないという、その話なんですけど、これは確認になります。

論点の1番大きな問題として、過大な顧客獲得に対する費用、これの是正の問題、要するに過剰投資、これはやっぱり、我々、業界としても、本当に中小・零細は疲弊していますし、結局それが、消費者に迷惑がかかっているという、これが1番大きな問題。

それと、賃借に向けてのガス料金設備費を外出ししなきゃいけないという三部制料金の問題ですが、ただこれはちょっと難しいと思いますので、ただ表示の仕方として、この後、また論点になるんですが、表示の仕方として、例えば家賃3万円とか管理費が幾らとかという中に、ガス料金は幾らと書いてもこれはおかしくないわけなので、ちょっとその辺の管理会社に対する協力も必要になってくる。それが料金、情報提供の問題、論点の3になっていることじゃないかと思うんですけど。

4つ目として、やっぱり居住者にLPガスの、住民の選択の確保をしなきゃいけないという、大きくこの4つじゃないかと思っておるんですが、いずれにしても、1番大事なのは、この問題が浮上してきたというのは、やっぱり過剰投資に付随してガス料金が安くなってこない、これが1番問題になりますので、ぜひこの辺のところ、制度改革を含めた良識ある判断、消費者の意見を過大に参考にした形の是正を強くお願い、改めてした感じです。

個別の問題なんですけど、個別住宅の問題は、まさにこれは三部制料金が当てはめやすい形になりますし、また、問題になっている、これはブローカーによる不当な介入、まだまだこれがありますので、その辺の問題の整理ということだと思っております。

これはちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、たまたまこのワーキングでは、ありがたいことに、大手の、一部の業者と言われましても、大手さんは非常に、市況に、市場に影響が大きいので、これは同業者の会社にしても、別の会社にしても、これは需要が大きいということなので、やはり、言葉が過ぎるかもしれませんが、ある意味、襟を正していただいて、リーダーシップを取っていただきたいと思っております。ある程度そういう流れができれば、我々、中小・零細は、ほとんどの人は素直ですから、言うことは聞いてくれるんじゃないかと思っております。また、それが私たちの仕事でありますので。

ですから、ぜひそういった、これはトーエルさんも含めてなんですけど、非常に影響の大きいような業者さん、大手さんの業者さんに関しては、もう一度、袖を正すというのは、ちょっと本当に言い過ぎ、失礼な言い方になるのかもしれませんが、もう一度、原点に立ち返って、本当にそれが消費者のためになるかといったら、過剰投資をしてなるわけじゃないんです。ですから、そういったことに立ち返っていただいて、この今回の問題点になった過大な投資を、もう1回、原点に立ち返って修正をしていってほしいと思います。

数値的な補足を、できましたら、後ほどで結構ですが、村田オブザーバーのほうからちょっとお願いをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○内山座長

ありがとうございます。どうしますか。

じゃあ、先に中田委員のほうからお願いしましょうか。それとも、村田さんに数字補足をしてもらいましょうか。

○中田委員

どうぞ。

○村田オブザーバー

いやいや、中田さんからで。

○内山座長

そうですね。一応、じゃあ、中田委員のほうから先にお願いします。

○中田委員

今、皆様方のご意見を拝聴いたしまして、まさに私も同じ意見を持っております。日本全国のLPガス事業者の中でも、約9割ぐらいは、やっぱりこういう行き過ぎた無償貸与とは無縁な会社さんが多いと思うんですけれども、どちらかというところと渋々付き合わされているというのが現状だと思います。弊社もその1社であります。

本日発表の中で、行き過ぎた無償貸与はやめるべきだという、まさに私たちが今回のWGで主題としております冷静なご発言が各社からございました。大変心強いご意見だと思えました。ですので、行き過ぎた貸与なりはやらない方向で、今回のWGの議論を深めていくのはいかがかなと思っております。結果として、お客様からの信頼を深められればと思っております。

それで、行き過ぎた無償貸与などをやらないというのが原点で始まって、機能をしていく中で、今まで林委員とか柴崎委員とか高橋委員からお話が出たように、様々な、また各種の問題がございますので、そちらを1つずつ解決していく方向で、皆さん、コンセンサスを得たんじゃないかなと思いますが、よろしく願いいたします。

○内山座長

ありがとうございます。あと、委員ですと、浦郷委員からいただければ、一応一巡します。

○浦郷委員

全国消団連の浦郷です。前回のワーキングのところで、業界団体の方からご報告がありましたけれども、これを聞いていたところ、自分たちは行政の指導で液石法の書面交付を守ってきたのに、どうして悪者になってしまうのかというような、何か被害者意識さえ感じられて、顧客として消費者の権利を軽視して、迷惑をかけていることへの反省が感じられないなと思えました。

このような状況では、LPガス業界、事業者の浄化作用の主體的な取組というのは期待できないのではないかなと思っていました。ただ、前回のとき、事業者委員のほうからは、もう事業者全体で足並みをそろえていかなければいけないとか、選ばれるために事業者みんなで変わらなければいけないというような、前向きな意見もありました。

今日のLPガス事業者の方のお話でも、法制化したほうがいいのではないかというお話もありましたし、とにかくもう無償貸与はしない、それから監視体制付きの自主規制みたいなお話もありました。やはり、この商慣行が続く限り、消費者の知る権利というのは保障されないということで、本来、建設事業者やオーナーが負担すべき無償貸与費用をLPガスの料金で消費者が負担するということは本当に、消費者に大変な不利益を生じさせていると思います。本当に事業者も、このことをきちんと認識して、業界全

体で是正に向けて取り組んでほしいと思います。

それで、私は賃貸集合住宅に関して意見を申し上げますけれども、今回エネ庁のほうから商慣行是正に向けた論点、それぞれの方向性を出していただきましたが、それには賛成いたします。

ちょっと確認したいのですが、この消費設備費の「消費設備」が、具体的に何が対象になるのか、ここははっきり明示してほしいと思うのですが、ここがちゃんと明示されるのか。

それから、三部料金制を徹底しということを書いてありますけれども、徹底しということですが、私は義務化すべきだと思います。もう罰則つきの実効性を担保してほしいと思います。その罰則も、どういう罰則になるのか、もし罰則をつけるとしたら、どういう罰則になるのか分からないんですけども、低額の罰金では駄目だなと思います。過剰な無償貸与が割に合わないような罰金の額、それぐらいにすべきかと思っています。

それから、LPガス事業者に対する、フォローアップ調査と本ワーキングでの検証を方針にきちんと入れているということは大変評価します。実効性が担保できるように、定期的に継続したモニタリングチェックというのを行って、今回再開したワーキンググループ、この3回だけで終わるのではなく、これをきちんと継続してやっていただきたいと思います。継続してやっていくことで、商慣行が是正される可能性は大きくなると思います。

それから、国交省の方のお話もありました。今回、国交省の方のアンケート調査の結果を見ても、まずLPガス販売事業者から通知が行っていないのではないかとというのがすごく分かります。きちんとLPガス販売事業者の方々、料金の情報、通知、やっていただきたいと思います。

それで、国交省の管轄の不動産業界のほうでは、通知があり、情報を持っているからには、その情報をきちんと消費者に提示をしていただきたい。消費者がきちんと料金を知った上で選べるようにしていただきたいと思います。

それから、前回のワーキングでの事業者さんの意見を聞いていますと、この賃貸集合住宅の無償貸与に関しては、現在では、不動産会社や賃貸オーナーから過剰な無償貸与が求められて、対応できないならLPガスを切り替えると強要されるケースが多くなっているようです。LPガス事業者が過剰な費用負担をすることで、LPガス料金に上乘せられて、最終的に消費者への不利益につながるということで、消費者の目から見ていると、LPガス事業者もちょっと悪いけど、不動産事業者、賃貸オーナーのほうももっと悪いんじゃないかと思っています。ここは経産省のワーキングですけれども、国交省の方がいらっしゃるので、このような不動産会社や賃貸オーナーの行為について、こういう強要の行為について、国交省としてはどう考えているのか。この過剰な無償貸与の強要を、国交省として何とかできないのか、ちょっとそこら辺、お聞きできたらなと思います。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。事務局と国交省さんに対してご質問がありましたので、後で、お答えできる範囲でお答えをお願いできればと思います。その前に、まず村田オブザーバーから先ほどの補足を願いたいと思います。

○村田オブザーバー

ありがとうございます。それでは、高橋委員から、全国LPガス協会、業界団体としてのコメントがございましたが、今日、経済産業省のほうから提出いただいた資料の論点に即しまして、コメントを差し上

げたいと思います。

まず、論点の1の過大な顧客獲得費用の是正でございます。過大な営業行為の制限を、独禁法上の不正な取引方法として捉える考え方自体は、非常にそれは結構だと思いますが、それと同趣旨の規制を、液石法によって、しかもその販売の方法の基準として課す場合、その規定の仕方につきましては、工夫を要するのではないかと考えております。すなわち、顧客を自己と取引するよう誘引という場合の顧客は賃貸集合住宅のオーナーでありますけれども、LPガス販売事業者がガスを販売する顧客は、いわゆる賃貸集合住宅の賃借人でございますので、ここで言っている顧客の解釈について、乖離が出てきているわけでありまして、こここのところについて、どう整理するのかという問題が出てくるかと思っております。

それから、液石法令による規制を課すとしまして、規制の実効性をどう担保するかという問題がございます。ガスの利用と明らかに無関係なものを認めないとするような明確な基準が必要ではないかと思っております。そのところは、ビジネスの実態と照らして、どこまで許容されるのか、検討が必要と考えております。

それから、液石法令による規制の実効性の確保の観点からいたしますと、国、都道府県が立入りを積極化させるなど、体制の整備を図らないと、結局、制度だけ作って絵に描いた餅になるため、いわゆるエンフォースメントのところをどうするのかという議論、そのところをしっかりと議論いただければと思っております。

それから、論点の2でございますが、賃貸向けLPガス料金からの設備の外出しの議論でございます。設備費につきましては、LPガス販売事業者と不動産オーナーとの契約に基づきまして、LPガス販売事業者が適切な対価を回収するスキームとすることが必要でございます。

また、これと表裏一体でありますけれども、不動産オーナーが、LPガス販売事業者が支払った設備費の対価を家賃に明示して回収することをルール化すべきだと考えております。ルール化して、法令上担保した場合に、消費者も含めて、それを周知徹底させる、これが必要だと思っております。

ただ、こういった新しいルールの下での取引が一般化するには相当の時間を要すると見込んでいますので、いわゆる過渡期に新ルールへの適用を徐々に行っていくための段階的な施行に向けた検討を行うべきでございます。先ほど日本瓦斯の吉田委員からご説明がありましたように、経過措置の案がございましたが、そういったことも念頭に置きつつ、どういった経過措置を設けるのかということにつきましては、具体的に相談をしながら検討いただければと思っております。

それから、設備費を外出しすることに併せまして、基本料金、従量料金の定義、特に基本料金につきましては、明確な定義を改めて行うこと、これは3月のワーキンググループでもお話をいたしました。これは改めて、検討いただきたいと思っております。

それから、論点の3、LPガス料金情報の提供の徹底でございます。業界といたしまして、取引の適正化指針の徹底に引き続き努力する必要があると思っております。特に標準的な料金メニュー等の公表は大変重要だと認識しております。公表が当たり前になるように、関係者の啓発に努めたいと思っております。

それから、賃貸集合住宅居住者向けのLPガス料金情報の提供につきましては、LPガス販売事業者と不動産事業者の足並みがそろった形での動きが必須でございますので、フォローアップ調査の結果から見えてきます問題点を関係者で共有して、解決に動くことが必要だと思っております。この点、経済産業省、国土交通省と関係省庁との連携したサポートを期待したいと思っております。

先ほど、国土交通省のほうからご報告がございました。LPガス事業者のほうから、料金情報の提供の

割合が非常に少ないというデータがございました。他方、私ども業界団体として、全国の事業者を対象に行ったアンケート、約1万数千の回答があった結果によりますと、令和4年の12月までに情報提供を行う予定も含めまして、既に情報提供を行っているものを含めまして、96.8%が情報提供をしているという回答が返ってきております。先ほど国土交通省のほうからご説明があった、いわゆるアンケート、回答の母数がどの程度なのかよく存じませんが、我々の調査結果とどうしてこういった乖離が出るのかというのは、非常に我々、頭をひねっているところでもございまして、どこかでお互いのパーセプションギャップが生じているのか、こちらは情報提供していると思っても、向こう側としては単に紙切れが1枚来ただけで、その辺は念頭に置かれていないという可能性もあるかもしれませんし、その辺の解析がもうちょっと必要かというふうに感じております。

それから、論点の4でございしますが、居住者によるLPガス事業者の選択の確保でございまして、賃貸集合住宅の居住者が、何らの事前の説明を受けることもなくLPガス事業者の切替えが行われることにつきましては、LPガス販売契約の一方の当事者である居住者が、新たなLPガス販売事業者との契約締結を強制されることになり、望ましくないというふうに思っております。トラブルが発生しないように、賃貸集合住宅入居の際に、LPガス事業者の切替えがあり得ることを不動産オーナーから明確に説明し、切替えについては不動産オーナーに一任を取り付けるなど、明確なルール化が必要ではないかというふうに考えております。

それから、戸建て関係に移りまして、戸建て関係の論点の1、LPガス事業者の切替時のトラブル防止の観点でございまして、三部料金制を徹底させまして、設備費を外出しして、透明性を確保することが望ましいと思っております。その場合、設備の所有権をLPガス事業者が持ったまま、それを消費者に貸し付けるケースが多い実態に鑑みまして、所有権の法的根拠を液石法令の下で付与しまして、訴訟において、LPガス販売事業者が敗訴するリスクを解消するようにはしていただきたいと思っております。

先ほど、TOKAIの豊國委員からもお話がございましたように、建物の付合との論点につきましては、液石法のいわゆる技術上の基準、柴崎委員から別途書面でも提出があった意見と同じでございしますが、液石法上のいわゆる技術基準適合義務との関係で、場合によっては設備の改修等もあり得るという前提で、弱い付合との解釈に立っていただきたいと思っております。

それから、三部料金制の徹底、設備の外出しにつきましては、直ちに全ての契約をそれに即したように更改することは困難でございしますので、これにつきましても段階的に移行させるよう、プログラムを作りまして、関係者間の合意形成を図るべきだと思っております。

論点の2でございしますが、ブローカーによる不当な勧誘の制限でございまして、景表法、特商法による規制がありながら不当な勧誘が横行している実態を踏まえまして、規制の実効性を高めるための措置について踏み込んだ検討が必要だと思っております。それがないと、せっかくの規制も絵に描いた餅になってしまうので、関係省庁が連携した具体策の検討を期待したいと思っております。

私からは以上でございまして、ありがとうございました。

○内山座長

ありがとうございます。橘川先生がずっと手ぐすね引いていらっしゃったので、ご発言をお願いしたいと思います。

○橘川オブザーバー

どうもありがとうございます。なかなか話は複雑なんですけども、やっぱり前に進むことが大事なの

で、ここで一致できたところは、まず確実に実行していくというのが、先ほど中田委員が言われた考え方がすごく大事だと思います。29年のときと比べて、この委員会の非常に大きな特徴は、ニチガス、TOKAIという大手の人が出てきているということが非常に大きいところで、その2人の方を含めて、賃貸については少なくとも過剰投資はしないと、そこはもう一致できたんじゃないかというのが、そこはもう確実にしていかなければいけないんじゃないかと。そういう意味で、非常に意味のある会議だと思います。

ただし、ちょっとその先の進め方と幾つかの意見の違いがありまして。今日の発言でも、断トツに吉田委員の発言が長かったんです。というのは、なぜかという、事務局の提案と大分齟齬があるところが多かったわけで、賃貸への過剰投資はしないとというんだけど、三部料金は問題があると言われました。法律で決めることもおかしいというようなことも言われました。

私、両方間違っていると思います。三部料金になると、ガス器具由来の設備の料金を転嫁することを容認するんじゃないかという理屈だったんですけども、まさに今、三部料金になっていないからこそ、この転嫁が起きているわけでありまして、三部料金になって設備料金が明示されたら、居住者はそれを見ながら、この家に住むかどうかということをやめるという選択もできるわけですから、それは、やはり三部料金を止める理由には全くならないと思います。

それから、法律については、これは、実は全L協を含めとして、ほかの事業者の方の発言にも異論を感じたんですけども、冒頭、永井課長が、今、賃貸のところに消費者の不利益が生じていると言われた、この発言はすごく重いと思うんです。林委員は、それを消費者被害と言ってもいいと言われました。そのところは重要な問題で、実際に消費者の不利益が起きている状況の中で、業界団体の都合とかということを行っている場合じゃないと思うんです。

例えば、産業の公害が起きたとき、それに対して住民が被害を受けていたら、業界の都合なんていうことを言っていることが、遅くなるなんていうことはあり得ないわけでありまして、そこは今、方向が決まったことなので、三部料金にし、法律で決めるということを決行する。そもそも、今まで指針と行政指導だけではなかなか進んでこなかったところに問題があるわけで、それを今さらもう1度、行政指導と指針の徹底で行きますというのは、全然消費者に対する答えになっていないと思いますので、そこははっきりさせなければいけないんじゃないかと思います。

一方で、どうも今日聞いていますと、業界の方がヒートアップするのは戸建てのほうなんですね。無償配管のほうでありまして、これは、なかなか議論が、まだちょっと、あと1回で決めちゃうというのは乱暴な気がします。一方で、もし、これはあんまり強い規制を入れちゃいますと、ここは吉田さんが言われたことに賛成の面もあるんですけども、消費者が自由にLPガス業者を選択できるというところに引っかかっちゃう可能性もありますので、私は、戸建ての件については、賃貸とちょっと切り離して、もうちょっと時間をかけて議論したほうがいいんじゃないかと。それで、少なくとも賃貸については、すぐにも事務局提案どおり三部料金の徹底、そして、法律で禁止するというのを速攻でやると、こういうことが重要なのではないかと、以上のように思いました。

○内山座長

ありがとうございます。一巡したんですけども、追加でご意見のある方がいらっしゃれば。

じゃあ、豊國委員、お願いします。

○豊國委員

事務局から示された論点について、幾つかコメントをさせていただきたいと思います。

第1は集合住宅の関係で、過大な顧客獲得費用の是正という点でございます。これは、実はほかにいろいろ三部料金制等々、議論されていますけど、そういったことでもなお残る問題として紹介料問題というのがあって、それはここに引っかけないと手が打てないということだと思います。

そういう意味で、液石法でこういった措置を取るということには賛成であります。村田オブザーバーからもあったように、どういうやり方にするのかというのは、簡単ではないと思います。

独禁法だと、不当な利益によるとか、不当に高額という抽象的な言い方になっているので、こういう抽象的な言い方にとどめている限りにおいては、多分、実効性がないと思います。いざとなればやるぞというだけで、機動性がないというか、実際には使えない規制になってしまうので、もし可能であれば、やはり定量的な基準というものを考えないと動かないかなと思われま。簡単ではないと思いますが、検討が必要だと思います。

それから、論点4のLPガス事業者変更時の居住者の問題でございますが、これは分けて考えたほうが良いと思うのですけれども、選択の自由といっても、同じマンションで1部屋1部屋違うガス会社を入れるというのは、これは無理なので、そういうことではないと思います。

では何が問題かという、これは液石法施行規則第16条第16号の運用をどうするかという問題だと思います。こういった運用が商慣行に依存し過ぎているということが問題だと思います。

施行規則16号は、一般消費者等から解除の申出があった場合において供給設備を遅滞なく撤去することという規定でございますが、この解除の申出というのは何なのかという問題であります。これについては、大家さんは解除の申出はできないのです。では、どうするかというと、運用上、消費者が自分で解除の申出をすることはなくて、委任をしているわけです。さらに言うと、業界の商慣行というのは、大家さんは、例えば入居するときに、LPガス業者の選定については必ずしも意向に沿えない場合がありますと、あるいは指定の業者を使っていただく場合がありますということを事前に言っておくということによって、包括的に委任を受けているという解釈があって、その委任を受けた大家さん、オーナーが、新しいLPガス業者に委任状を出すということで運用されているわけですが、ここについては、オーナーからの委任状で、本当にその施行規則第16条第16号の要件を満たしているのかということについて、どうしても議論になってしまうことがあります。そういうことで、村田オブザーバーからあったように、ルール化が必要だということだろうと思います。確かに混乱するので、ルール化ということは検討したほうが良いと思います。

ただ、ここで気になる点を申し上げるとすると、逆に、居住者からも、委任状を全部取り付けると、こういうことになるわけですが、そうした場合、例えば料金が安くなるというときでも、1人でも自分はこのガス会社が嫌いだと、私は委任しませんという人が出ることがあります。そのほかの人たちがみんな変えようと思っても、それを変えられないと、こういう事態も考えるわけなので、だからどうすればよいか、なかなかその結論は難しいのですけれども、ルール化、こういうことも含めて考える必要があろうかなと思います。

それから最後に、さっき消費配管の問題について、林委員からどういうものかというお話がありましたので、ちょっとご説明しつつ、改めて申し上げたいと思います。

消費配管というのは、メーターから家の中ということになるわけでありまして、都市ガスとLPガスで言うと、都市ガスの場合は、消費者の方が工事費として全部払っています。例えば分かりやすい数字で考

えるとすると、15万円の値段だと、こう考えると、家を建てるときの建築費に15万円が上乗せされていると、15万円払っているということでもあります。

ところが、LPガスの場合は、それをただでというか、その時には取らないで、ガス料金で回収していくということです。15万円ですから、15年間でやるとすると年間1万円です。これは、わざと切りのいい数字にしたのですけれども、年間1万円、月額として800円ぐらい、これがガス料金に含まれて回収していると、こういうことでもあります。

そうすると、じゃあ10年後に切替えが起こったときはどうなるかということ、ガスの事業者とすると、15万円を取り戻さないといけない、都市ガスの場合は15万円をちゃんと払ってもらっているわけですから、同じように15万円を取り戻さない、これは事業として成り立たない、これは裁判の判決の中にもそういうことが書いてあるんです。したがって、10年目に切り替えると、残存価値ということで、あと5万円残存価値がありますよというので、5万円で購入してください、これが液石法の仕組みでありますので、そういう意味では、消費配管契約、貸付配管契約で、しかるべく計算式もそういうふうを設定されていますから、10年目で切り替えたいときには5万円払うというのは、私とすれば、極めてルールに基づいた行為だと思いますし、やっぱり契約はきちっと守っていくものだと思います。その上で、もし貸付配管制度自体に問題があるというのであれば、今後については検討すると、こういう整理かなというふうに思っております。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

高橋委員、吉田委員の順番で、お話しいただければと思います。

○高橋委員

前回に続いて、橘川先生に物を言うのはちょっと大変恐れ多いのですが、お許しいただきたいと思いますが、先生のほうが、先ほど、個別のほうを優先して、三部制料金というような意見を。

○橘川オブザーバー

個別。

○高橋委員

じゃないですか。

○橘川オブザーバー

ないですよ。賃貸を優先しろと言ったんですよ。ちゃんと聞いておいてください。

○高橋委員

大変失礼しました。

○橘川オブザーバー

どこをひっくり返して、僕がそんなことを言いましたか。

○高橋委員

申し訳ありません。じゃあ、私のちょっと聞き間違いというか、勘違いでありました。申し訳ありません。結構でございます。

○内山座長

それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員

何人かの方から出されたコメントについて、少しコメントをさせていただきたいと思います。

まず、集合と戸建てを分けようということ、これはほぼ皆さん一致した認識で、集合については、先ほど高橋委員からもありましたけど、やはり過剰投資問題で、大手こそ襟を正していただきたいという御指摘を、しっかりと私どもとしても受け止めて、この方向に進んでいきたいというふうに思っております。

柴崎先生の言われましたガス代明示というの、そのとおりだと思いますし、また、集合においても、あまりそこの法律的議論をするつもりはないんですが、付合の論点はあてはまると考えております。

ただ、集合について1点、これは豊國委員に同意なんですけど、やはり切替えの同意という場合の全戸同意とか、どのぐらいの同意ということを考えるかという論点について、私、この業界に来たときに、やっぱり違和感があったのは、やはり液石法の矛盾、都市ガスや電気ですと、供給設備はどうあれ、集合住宅の入居者は個別にいろんな電力会社、ガス会社を自由化以降は選べるわけですけども、液石については、基本的に、今の法律の立つけですと、その建物に住んでいる人は同じガス会社から供給を受けなければいけないと。そういう意味で、どうしても、消費者あるいは入居者の方が完全に自由に選べるということができないというところは、正直、違和感があるところだとは思っております。

他方で、じゃあ切替えのときに、みんな同意をもらうかということになると、少数の方が反対すると、逆に、もっといいガス事業者を選ぼうという方々の選択権を今度は制約するという逆の効果も出てくるので、なかなかそこのところの扱いは、正直、難しいかなと思っております。先ほど、冒頭申し上げましたように、本来的には、やはり液石のほうも、小売の部分と、それからメーター・供給機器という部分を分けて、メーター・供給機器は小売と関係ない事業者が所有して、小売事業者の変更は各戸のお客さまが自由に行える、LPG託送と弊社では呼んでおりますが、こういった概念も必要なのではないかなということを感じております。こちらが集合住宅についてでございます。

戸建てにつきましては、林委員からの、配管は誰のものなのかというお話について言いますと、ご意見が分かれるところだとは思いますが、自然に考えると、例えば太陽光パネルとか自動車は、脱着して持ち運びが可能であるためのリース対象になっているのに対して、壁に埋まっているようなガス配管、これはやはり所有権の客体として分離するのが難しいと考えるのが自然ではないかと思ひ、今の判例の流れとなっています。

ただ実は、そこをどうこう議論するというのは、実は本質ではなくて、やはり判例を見ますと、注文ではなくて建て売り住宅を買う消費者の方が、その建て売りの契約のときに、ガス会社を事実上選べない、住宅購入の契約の時点ではもう決まっちゃっていると。それで、15年とか20年の契約で縛られて、20万円から30万円の負担金を払わない限りは変えられないと。先ほど、柴崎先生が20万、30万を払うと切り替えられるというふうにおっしゃったんですけど、月々数千円のガス料金を変えるために20万、30万を払う人というのは、現実的にはあまり考えられないので、事実上は、やはり、これは変更への縛りになってしまうというところなんです。契約期間の縛りも負担金も納得していて、だから少し安く買っているよねと納得している消費者の方がいれば、特にそれを荒立てることもないかと思うのですが、縛りと負担金の額に対しておかしいという消費者の方が出てきたときには、裁判例では、やはりこれはおかしい、となっているケースが多い。元に戻ると、選択の自由が契約の時点で狭められているところに、やはり問題があるのではないかということで、林委員からのご質問に、お答えする次第です。

私からは以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

それでは、ちょっと先ほどペンディングにしたご質問に対する、答えられる範囲でお答えをいただきたいと思います。まず国交省さんからお願いしてもよろしいでしょうか。

○峰村参事官

すみません、国土交通省でございます。

先ほど、浦郷委員のほうから、過剰な要求をする事業者に対して国交省としてどう考えるかというご質問がございました。国土交通省としましては、賃貸住宅における商慣行がもとで消費者の選択が狭まれて、消費者保護の問題があるということについては課題があるというふうに思っております。そのため、国土交通省としてできることをやっていくということでございまして、まさに今日お話ししましたような、経産省さんと一緒に、業界団体に対して情報提供の要請をして、それに対する状況、守られているかどうかということのアンケート調査をするというところで確認をしていくというところが、我々としてできるところ、現在できるところでございまして、それをしっかりやっていきたい、今後もやっていきたいということでございます。

ちなみに、今回ご紹介したアンケートの中で、別の調査項目では、オーナーと管理会社に対してそれぞれそういった無償貸与を要求したことがあるかどうかということも一応質問としてはしてございますが、今回の調査ではオーナー、あるいは管理会社自ら要求しているというふうに回答したのが8%程度でございまして、逆に要求したことはないんだというのが60%ぐらいあったという。ただ、先ほども、村田オブザーバーからもお話がありましたように、その母数の問題はどうかという話もありました。確かに、今日ご紹介したアンケート結果を見ていただくと、回答数が、先ほどもちょっと1万というお話がありましたけれども、それに比べると随分少ないということもあるので、この結果が全ての実態を表しているとは思ってございません。ただ、傾向としては、一定の傾向としては把握できるものかと思っておりますし、これは任意の調査ですので、おのずと一定の限界があるものというふうに理解しております。これについては、引き続き、継続的に調査を行うことによって、浸透状況を確認していくということで努めてまいりたいと思っております。

以上になります。

○内山座長

ありがとうございます。

○永井課長

経産省のほうにも浦郷委員のほうからご質問がありました件で、まず消費設備の定義でありますけれども、これはあくまでもガス消費機器でありますので、ガスの消費に係る機器ということは、これはしっかりどこかで定義をしなければいけないと考えてございまして、ガスを使わないような機器、Wi-Fi、エアコンというのは、明らかにこれは違うと思っておりますので、その辺はしっかり定義をしたいと思っております。

それから、三部の徹底ではなく義務づけだということにつきまして、料金をどのように書くかということにつきましては、販売の基準のところでは書けると思っております、その基準に沿って営業しなければいけないという法律事項がありますので、それが守られていない場合には、改善命令、さらにそれも

聞かない場合には、販売事業者としての取消しというような処分がありますので、ある種、ここでしっかり、三部料金で14条書面を示して、それを交付するというのが書ければ、そこはそちらの法律の罰則が係っていくのかなと思ってございます。

それから、フォローアップ、これにつきまして、このワーキングでのフォローアップというのは、この3回とかそういう話ではなく、これから継続的にこれを行うということでありまして、先ほど国土交通省さんのほうからもありましたように、ちょっと質問、当然、都合よく答える、また答えたい人が返しているというような面もありまして、やっぱりその辺のギャップというのは当然出てくると思いますし、何よりも、ちょっと今回、言葉を合わせていなかった部分がありまして、ある種、全Lのほうでのアンケートについては、1件でもちゃんと料金を提示しているかというところで、全部に対してということでもないということでもありますし、国交省のアンケートでも、おおむねもらっているとか、一部もらっているというようなところもありますので、来年以降、このフォローアップをしていくときには、その質問事項も合わせた上で、裏表で、裏表という言い方はあれですが、LP事業者からも、不動産事業者からも聞いて、そのギャップをどういうふうに埋めていくのかということも課題になっていくのではないかなということで、これまでの委員の皆様からも実効性の話、継続性の話がありましたので、そこも併せて今後の検討課題としたいと思っております。

○内山座長

じゃあ、どうぞお願いします。

○浦郷委員

ありがとうございました。国交省さんからもお話をいただきましたけれども、やはり今できることは情報提供だと思しますので、ぜひ不動産業者のほうからも、LPガス事業者に、この料金どうなっているんですか、情報を下さいということ、ぜひ言っていただきたいと思っております。また、賃貸集合住宅に入居する際に、事前にそうやってLPガス料金の情報をもらえるということ、まだほとんどの消費者は知らないんじゃないかなと思うんですけれども、私たちのほうも周知したいと思っておりますし、今日、消費者庁さんもいらっしゃっているかと思っておりますけれども、ぜひそこら辺は消費者に対して周知をしていただきたいと思っております。

ただ、今回のこのワーキングで皆さん一致したところは、過剰投資しないという話ですし、消費設備費のところは計上しないという方向性に多分なると思います。そのときには、やはり不動産業界のほうでも、もう無償貸与じゃなくて、ちゃんと売買とか有償契約でやるという方向性で、きちんと指導していただきたいなと思っております。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。もうちょっとだけ時間がありますけれども、何か言い残したいこと、あるいは、最後に今回のWGのテーブルに載せておきたいことがあれば、お伺いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

じゃあ、柴崎委員、お願いします。

○柴崎委員

柴崎でございます。三部料金制、大いに賛成なんですけれども、それよりも1番端的なのは、売っているLPガス会社の平均料金以上の金額で集合住宅に供給してはいけないと、こういう定めは非常に消費者

に得だと思えます。一般的にこういう金額が平均だと言っておきながら、集合住宅のときだけ高いと。それも、あらかじめ公表していないと。これは非常に消費者にとって不利です。ですから、一般的にうちはこの金額だと言ったら、どこどこさんはこの金額ですよと、集合住宅に入って、もしそれ以上高かったら、これはおかしいじゃないかと、安くしろと、こうしてしまったらどうかと。これはもう投資なんてできっこないわけです、その金額以上のことは。だから、そういうやり方は、即効性がある1つのやり方だと思えます。ぜひ、こういうものもお考えいただいたらよろしいかなと、こんなふうに思っています。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。ほかにご意見はございますか。

じゃあ、橘川先生、お願いします。

○橘川オブザーバー

委員会の構成なんですけども、業界団体委員の方が5人で、消費者団体の方が2人という構成なんです。それで、若干、やっぱりもうちょっと消費者団体の方、この問題をそもそも社会問題化した北海道生協の方とか、料金の透明化のほうを社会問題化した神奈川の消費者団体の方とかは、今さら委員は難しければ、オブザーバーでもお呼びしたほうがいいんじゃないかと思えます。

○内山座長

ありがとうございます。ほかに何か追加のご意見があれば、お伺いをしたいと思います。

じゃあ、浦郷委員、お願いします。

○浦郷委員

このLPガス料金の透明化はずっと私たちの団体でも取り組んできたことで、何回も意見書を出させていただきましたけれども、その中でもずっと言ってきたことは、やはりこれ、LPガス事業者さんとエネ庁だけでやっても、なかなか進まないということで、やはり国交省さんとか、公正取引委員会とか、消費者庁、あるいは消費者委員会も出てきてもいいと思うんですけども、本当に省庁間で連携して進めていってほしいなと思えます。

以上です。

3. 閉会

○内山座長

ありがとうございます。これで大体言い残すことはございませんか。今日についてですよ、もちろん。

時間も大体いい時間にはなっておりますけれども、総括する必要はないように思いますが、一応振り返っておきますと、今日、まず資料3、事務局からご提案があつて、論点が4プラス2ありました。方向性については、おおむねの合意が取れているんだと思えます。ただ、ずっと言われているのは、そのディテールというか、強度というか、それぞれの論点に対して、実効性やエンフォースメント、そうしたものを具体的にどうしていくのというところに関しては、今日、まだたくさんのご意見を伺った形にはなつたと思えます。

また、一部ディテールに入っていくときに、例えば三部料金制に対しては、全会一致というところまではいってはおきませんでしたけれども、多分そっちの方向性を、このWGとしては、検討していくのか

なということと思います。

その意味では、このディテールづくりも、やっぱり、神は細部に宿るじゃないですけども、これから大変な部分にはなってくると思いますし、そこのディテール次第で、ずっと2017年からある期待で、また改めて、6年ぶり、7年ぶりに起こしたこの委員会に対する期待が対応できると思いますか、答えられるかどうかということにも関わってくると思いますので、引き続き、そのディテールを詰めていくという作業を考えていきたいというふうに思うところでございます。

これで、今、終了6分前ぐらいなんですけれども、何かまだ言い足りないことがあれば、お伺いしますし、なければ一旦事務局に議事をお返ししたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

じゃあ、一旦ちょっと議事を事務局にお戻ししたいと思います。

○永井課長

様々なご意見をありがとうございました。座長の内山先生にもまとめていただいたとおり、大きなベクトルは合っていたということだと思います。

その一方で、まさに、この詳細の部分、あと移行期間の部分、この辺が非常に重要だと思っておりまして、何よりもその実効性、この部分をどういうふうに担保していくかというところ、今回、大手のLP事業者の方からも具体的な実効性の担保の方法についてもご提案いただいたところでありまして、この辺を改めてまとめさせていただきまして、当初3回というふうに申し上げておりましたけれども、ちょっとこれからまとめさせていただいて、次でまとまるかどうかも含めて、改めて皆様にご相談をしながら進めたいと思っておりますので。ちょっと今回、大分、やはり詳細が重要ということを改めて認識しましたので、この辺を見ながら、またご相談をしていきたい。必ずしも、この3回で終わるということが決まっているわけではありませんので、ちょっとその辺のまとめ方と、委員の皆様、オブザーバーの皆様の納得感といいますか、これで進められそうというような感じも得るまでは、しっかりこれを続けていきたいと思ってございます。

ということで、次回につきましては、そのような形で、ちょっと今回いただいたご意見、改めて今度は詳細のところまで検討をしまして、皆様にご相談をしたいと思ってございます。

その上で、日程調整につきましても、改めてご連絡をさせていただきたいと思います。

事務局からは以上になります。

○内山座長

それでは、これにて本日の液化石油ガス流通ワーキンググループを終了したいと思います。長時間にわたり、活発なご議論をありがとうございました。